

新型コロナウイルス感染症に関する 各種支援策をご案内します

市長メッセージ

政府の大阪府に対する緊急事態宣言が5月21日に解除され、併せて大阪府による外出自粛要請や施設使用制限要請などの緊急事態措置が、5月23日から大幅に緩和されました。市民の皆さん、並びに事業者の皆さんにおかれましては、この間の外出自粛要請や休業要請に対し、多大なるご理解、ご協力を賜りましたことに対し、厚くお礼申し上げます。また、感染症対策に欠かせないマスクや消毒液など、数多くのご寄付をいただきました方々に対し厚くお礼申し上げます。

緊急事態宣言が解除されたことにより、これまで休業していましたが、幼稚園および小学校、中学校につきましては、6月から再開するとともに、その他の休館や利用を制限していた市の施設につきましても、順次開館し、また、併せて市主催の一部のイベントについても実施してまいります。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症が完全に終息するまでは、まだまだ時間がかかりますので、各施設の開館やイベントの実施にあたりましては、国や府の方針を踏まえ、十分な感染防止対策を講じてまいります。

市民の皆さん、並びに事業者の皆さんには、日常生活や経済活動を行ううえで、マスクの着用や手洗いの励行、「3密を避けるなど」、「新しい生活様式」を定着させ、感染拡大の防止に向けた行動を粘り強く続けていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和2年5月25日

貝塚市長 藤原 龍男

子育て世帯のかたへ

●貝塚市子育て世帯臨時給付金

市に住民登録のある未成年者(平成12年4月2日～令和2年4月30日生まれ)を扶養している保護者に対し、未成年者1人につき1万円を給付します。(扶養されていないなど対象にならない場合があります)

申請書は、すでに送付済みです。必ず期限までに手続きをお願いします。

申請 保護者へ送付した申請書をご確認の上、郵送で手続きしてください

申請期限 6月30日(火)

申請・問合せ先 子ども福祉課 臨時給付金担当 ☎072-433-7034



●国の子育て世帯への臨時特別給付金

児童手当(本則給付)を受給している世帯に対し支給します。6月上旬に対象者へ案内文を送付します(所得制限を超過し、児童1人5,000円を受給している特例給付のかたは対象外)。申請は不要です(給付を希望しない場合のみ届出書の提出が必要)。なお、公務員のかたは勤務先で申請書を受取り、基準日時点の住所地の市町村に提出してください。

受給権者 令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当(本則給付)を受給しているかた

※対象児童：平成16年4月2日～令和2年3月31日生まれ

給付額 1人1万円

提出期限 11月30日(月)※公務員のかたのみ

提出・問合せ先 子ども福祉課 ☎072-433-7021

事業者のかたへ

●国の持続化給付金

感染症拡大により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者に対して、事業全般に広く使える給付金を支給します。

詳しくは、ホームページ、またはお問合せください。

対象 2019年以前から事業収入があり、今後も事業を継続する意思があるかた(ただし、法人の場合は、資本金または出資総額が10億円未満、または従業員数が2,000人以下が対象)

給付額(上限) 個人事業者：100万円、法人事業者：200万円

申請方法 ホームページ(<https://jizokuka-kyufu.jp>)で

問合せ先 持続化給付金事業コールセンター ☎0120-115-570、☎03-6831-0613(IP電話専用)

◆持続化給付金申請サポート貝塚会場

申請方法がわからないかたなどに限定して、補助員が電子申請の入力サポートを行います。参加を希望されるかたは、必ず予約してください。

場所 貝塚商工会議所3階小会議室

予約・問合せ先 申請サポート会場電話予約窓口 ☎0570-077-866(午前9時～午後6時)

●貝塚市中小企業臨時給付金

申請は1回限りです。詳しくは、お問合せください。

対象融資

・経営安定サポート資金(セーフティネット保証4号、経営安定資金 危機関連)

・新型コロナウイルス感染症対応緊急資金(セーフティネット保証4号)

・新型コロナウイルス感染症対応資金(セーフティネット保証4号、経営安定資金 危機関連)

対象 対象融資を申込み、次のいずれにも該当する場合

① 個人事業主：市内に住所または事業所があるかた

法人事業主：市内に本店または営業所がある法人

② 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づく特定中小企業者(セーフティネット保証4号)または、同法同条第6項の規定に基づく特例中小企業者(危機関連保証)

給付額 一律10万円

締切 令和3年3月31日(水)

申請・問合せ先 商工観光課 ☎072-433-7193